

- ① 事務局から、資料の説明と、認知症の人である委員に事前に伺った意見を紹介する。

※ 認知症の人である委員は、本人・ご家族と協議した結果、事前に意見を伺い、その意見を会議で紹介する方法で参画する。

- ② その後、出席委員による意見交換を行う。その際は、関係の深い基本的施策に関しても可能な範囲でご発言をお願いします。

※ 施策に関係の深い委員からご意見をいただくことで、実情に即した実効性のある計画の策定を目指す。